

第4章

豊かな心を育む教育・文化を
実感できるまちづくり

第1節 学校教育の充実

第2節 人材教育・活用の充実

第3節 地域文化の継承・振興

第4節 歴史文化の保全・活用

第5節 生涯学習の充実

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

第7節 人権・同和教育の推進

第4章

豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり

第1節 学校教育の充実

現況と課題

学校教育は、成長期にある子どもたちが、社会の中で生きていくための基礎・基本を身につけ、自らの個性を見出し、自らにふさわしい生き方を選択し、生涯学んでいく基礎的な力を培っていく上で、重要な役割を担っています。

少子高齢化や情報化、国際化、価値観の多様化などが今後ますます拡大・加速することが予想される中で、家庭や地域社会の「教育力」そのものの低下が危惧され、一方で、いじめや不登校、青少年の非行などの問題も深刻化しています。

こうした中で、社会環境の変化に主体的に対応できる、個性的で創造的な人材を育成するため、一人ひとりの能力・適正に応じた教育を進めるとともに、豊かな人間性を育む教育の充実を図ることが必要となってきました。

また、これからの教育は、家庭・地域社会・学校を通じて、知識詰め込み型の教育に偏ることなく、自ら、課題を見つけ、学び、考え、行動する「生きる力」を育むとともに、個性に応じて多様な選択ができる教育が求められています。

幼稚園の状況（平成 18 年 5 月 1 日現在）

（単位：園、学級、人）

		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	合計
公立 幼稚園	幼稚園数	1	4	-	1	6
	学級数	3	13	-	3	19
	園児数	70	303	-	46	419
	教職員数	6	25	-	4	35
私立 幼稚園	幼稚園数	7	1	1	-	9
	学級数	30	3	6	-	39
	園児数	727	54	137	-	918

資料：学校基本調査

小学校・中学校の状況（平成18年5月1日現在）

（単位：校、学級、人）

		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	合計
小学校	学校数	10	9	5	2	26
	学級数	145	83	34	20	282
	児童数	3,717	1,823	679	533	6,752
	教職員数	227	143	59	34	463
中学校	学校数	4	3	2	1	10
	学級数	56	29	14	12	111
	生徒数	1,766	886	400	300	3,352
	教職員数	123	70	37	28	258

資料：学校基本調査

計画の体系

学校教育の充実

幼児教育の充実

義務教育の充実

特別支援教育や適応指導教室事業の充実

計画の内容

（1）幼児教育の充実

- ① 人間形成の上で調和のとれた発達の基礎を培うため、幼児期からの「心の教育」の充実を教育活動の根底に据えるとともに、体験活動（遊び）を重視した教育を幼稚園教育の中心として実践し、「生きる力」の基礎を育むように努めます。
- ② 教育機能の向上、ゆとりある保育環境づくりをめざして、施設、設備、教育内容の充実を図ります。

（2）義務教育の充実

- ① 家庭・地域社会・学校が連携して、すべての教育活動の根底に「心の教育」の充実を据え、子どもたちが自ら学び、主体的に行動し、よりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むように努めます。
- ② 地域に開かれた「特色ある学校づくり」を支援する施策を展開するとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然や人とのかかわりから学ぶ体験的な学習の普及に努めます。

- ③ 地域の一員としての自覚を涵養するため、平成 18 年度から取り組みを始めた『12 歳教育』の一層の充実を図ります。
- ④ 安全な教育環境を確保するため、施設や設備の充実を図ります。

(3) 特別支援教育や適応指導教室事業の充実

- ① 障害児本人や保護者の悩みや不安を受け止め、共に解決していくため、就学・教育相談に努めるとともに、一人ひとりの発達に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。
- ② 通常学級との交流教育を通じて障害に対する正しい理解と認識を深める教育を推進するとともに、施設・設備の充実に努めます。
- ③ 「不登校児童・生徒」については、近年社会問題化している「ニート」や「引きこもり」につながっていく危険性もはらんでおり、対象児童生徒が将来社会に適応できる力を育むことができるよう、「適応指導教室」のさらなる充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
総合学習推進事業	社会の変化に対応した教育の推進
心の教室開設事業	一人ひとりの悩みに応える教育相談の推進
「12 歳教育」推進事業	小学 6 年生を対象とした、体験学習を通して社会性を育むための教育の推進
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進
適応指導教室事業	不登校児童・生徒に対する指導・助言
校舎等耐震化事業	昭和 56 年以前の校舎等の耐震補強整備



第2節 人材教育・活用の充実

現況と課題

大学などの高等教育機関は、高度で専門的な教育・研究機能を有しており、人材の育成や文化・産業の振興に大きな役割を果たしています。当市においては、平成18年2月に東海大学と「教育・研究交流協定」を締結し、文化・産業・健康・スポーツ・環境など、幅広い分野での連携活動を推進しています。

今後もさまざまな高等教育機関との連携強化により、地域内で高度で専門的な教育を受ける機会の拡充を図り、幅広い視野と総合的な判断力を備えた、将来の地域を担う人材の教育に努める必要があります。

一方、社会に参画する機会が少ないシルバー層や女性、ハンディキャップのある人などについても、その能力を活かし、地域社会で活躍できるような環境の整備を進める必要があります。

計画の体系

人材教育・活用の充実

高等教育の充実

人材の活用

計画の内容

(1) 高等教育の充実

- ① 東海大学との「教育・研究交流協定」締結を契機として、スポーツ、健康、産業など様々な分野において、高いレベルの教育・指導を受けられるよう、機会の拡充を図ります。
- ② 地域内で高度で専門的な教育が受けられるよう、高等教育機関や専門教育機関の誘致を検討します。

(2) 人材の活用

- ① 生涯学習推進講師や生涯学習ボランティアのデータベース化に努め、人材の個性や能力を発揮できるような環境づくりを推進します。

第3節 地域文化の継承・振興

現況と課題

今日の経済や情報技術の進歩は、グローバル化という世界規格化により、現代社会に激しい生活の変化をもたらし、効率性を重視する風潮の中で、地域社会においては、日本人の文化的独自性が失われつつあります。当市においても例外でなく、地域の伝統文化の確実な継承という面で問題が生じつつあります。

このような状況の中、地域文化の継承・振興は、市民の身近な文化芸術活動への創造・参加による生涯学習社会を形成していくだけでなく、次世代教育・福祉・経済など様々な面で活力のある地域社会を形成していく上での重要な課題であると言えます。

また、合併により、多様な地域伝統文化を包含することとなった当市においては、それぞれの地域の特徴を尊重しながら、一体感を感じさせる新たな地域文化を形成していくことも重要な課題となっています。



計画の体系

地域文化の継承・振興

文化関連団体の支援・育成

文化芸術活動・地域伝統文化の後継指導者・継承者の育成と拠点づくり

民俗芸能や伝統行事等の保護・活用・継承

文化交流の促進と新たな地域文化の形成

計画の内容

(1) 文化関連団体の支援・育成

- ① 文化協会の活動を支援することにより、協会の機能充実を図り、文化芸術活動への参加、創造の機会を拡充します。

(2) 文化芸術活動・地域伝統文化の後継指導者・継承者の育成と拠点づくり

- ① 文化協会等の組織機能を充実し、高齢化した指導者の後継者の確保に努めます。
- ② 活動の拠点となる施設の整備を検討します。

(3) 民俗芸能や伝統行事等の保護・活用・継承

- ① 地域特有の民俗芸能や伝統行事等の保存活動をしている団体の存続充実を図り、市民に広く披露し、伝承講座、学習会を開催し保護・活用に努めます。

(4) 文化交流の促進と新たな地域文化の形成

- ① 文化協会や各種団体の交流を進めるとともに、市民がそれぞれの地域の民俗芸能や伝統行事に触れる機会を積極的に提供することで、文化交流を促進し、一体感のある新たな地域文化の形成を目指します。

主要事業

事業名	事業内容
地域文化祭開催事業	協会会員の作品美術展示・芸能発表会の開催による、会員の増加、芸術文化のすそ野の拡大
文化振興リーダー養成講座	地域文化の後継指導者・継承者の育成文化芸術ボランティアの育成
伝統芸能祭開催事業	民俗芸能発表会を通じた会員の育成
伝統行事等目録書作成事業	各地域に存在する生活文化に根ざした伝統行事等の目録書の作成

第4節 歴史文化の保全・活用

現況と課題

先人の残した貴重な文化財を後世に伝えていくことは、われわれに課せられた大切な使命であり、地域を育み発展させていく上で欠かせないことです。これまでも様々な取り組みが行われてきましたが、近年は、ただ保存するという考え方を越えて、活用するという考え方へと移行してきています。

活用するに当たっては、これまで以上に文化財に対する認識を深め、保存活動を進めて行く必要がありますが、当市にある貴重な文化財の全てが知られているとは言えない状況です。

個性的な風土や文化を生かしたまちづくりを行い、市民共有の財産としての文化財を確実に次世代に継承していくためには、市内の文化財の実態を把握、整理することによって、適切な保護・活用にあたり、さらに市民が郷土の先人たちの優れた業績や、歴史・文化に触れる機会を充実させていくことが重要な課題となっています。

計画の体系

歴史文化の保全・活用

文化財の調査

郷土の先人の顕彰

整備・保存と周知・啓発活動

計画の内容

(1) 文化財の調査

- ① 市内のあらゆる文化財の実態を調査し、その把握に努めます。
- ② 国指定史跡『永納山城跡』については、引き続いて発掘調査を行い、地域の誇れる文化財として全国に情報発信します。

（2）郷土の先人の顕彰

- ① 郷土が生んだ先人を顕彰するため、その業績を称える企画展等を開催し、郷土の文化、歴史に対する認識向上を図ります。

（3）整備・保存と周知・啓発活動

- ① 文化財の資料整備や保存に努めるとともに、文化財巡回コースの策定、資料館、周辺施設の整備を行い、文化財に触れることのできる機会の創出を図ります。
- ② 冊子等の発行や各種講座の開催による文化財の周知や保護意識の啓発に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
遺跡発掘調査事業	永納山城跡をはじめとする市内遺跡の調査
各種展示公開事業	企画展、作品展などを通し郷土の先人の業績を周知するための体制づくり
文化財保護事業	維持管理補助金の交付、天然記念物の管理委託、文化財冊子の発行など、文化財の保存・周知のための体制強化



第5節 生涯学習の充実

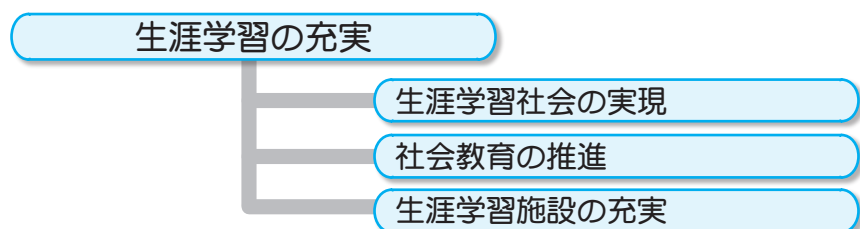
現況と課題

今日のように、社会情勢がめまぐるしく変化し、人々の価値観が多様化している時代の中では、より充実した人生を送るために、生涯を通じて学び、生きがいや心の豊かさを求めようとする意識が高まっています。こうした市民一人ひとりのライフステージにおける学習活動への支援や、生涯学習を通じて得た知識や能力を、様々な形で地域づくりに生かせる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要となっています。

また、少子化や核家族化、都市化の進展などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が問題となっています。今後、21世紀を担うたくましい子どもたちを育てるため、家庭教育を総合的に支援するとともに、家庭、学校、地域社会がより強固な協力体制を確立し、青少年育成活動を展開するなど、子どもたちの健全育成を地域全体の課題として支援する環境整備が求められています。

これらの取り組みの一環として、生涯学習の拠点となる公民館等の施設整備の充実と、関係施設間のネットワーク化を図っていく必要があります。

計画の体系



計画の内容

(1) 生涯学習社会の実現

- ① だれもが、いつでもどこでも自由に学習機会を選択し学ぶことができる社会環境づくりを進め、その学習の成果が適切に評価される「しくみづくり」、学習で得られた知識や能力を社会に還元できる「しくみづくり」に取り組むとともに、それらの学習活動を積極的に支援することで、地

域全体の教育力の向上に努め、地域社会における「人づくり」を進めます。

(2) 社会教育の推進

- ① 市民の生涯学習へのニーズを的確に把握し、ニーズにあった講座・教室の開設や、インターネット等による総合的な学習情報の発信、学習相談ができる体制の整備等、学習活動の拡充を図ります。
- ② 生涯学習推進講師等の人材の発掘や活用、生涯学習ボランティア・自主学習グループの育成や支援を通じて、民間の活力を活かせる体制の整備に努めます。中でも、郷土の歴史・文化、伝統の学習や人材育成の機会を積極的に創出し、市民の郷土に対する理解を深めます。
- ③ 学校教育と社会教育の交流を促進し、学校行事と地域行事の共同開催や公民館講座の学校授業としての活用など、学社連携・融合に努めます。
- ④ 婦人会、PTA、愛護班、ボーイスカウト、文化協会等の育成強化や活動支援に努めます。
- ⑤ 近年、機能低下が指摘されている家庭教育について、その重要性の啓発に努め、家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 家庭の教育力を高め、健全な家庭づくりにおいて、“親子ふれあい交流体験事業”等を支援するとともに、学校においても、参観日を活用した子育て学習講座を実施するなど、その効果を高める取り組みを行います。
- ⑦ 子どもたち自身の「生きる力」を育み、家庭や地域社会における教育力の向上を図るため、地域社会や家庭、学校、青少年育成センター、青少年健全育成協議会等との連携の下、地域住民総ぐるみの非行防止活動や社会環境浄化活動を展開し、「地域の子どもは地域で育てる」をキーワードとした、全市的な青少年健全育成活動を推進します。
- ⑧ 青少年の社会参加活動を促進し、社会での役割や責任を自覚させるため、青少年団体の育成や指導者の確保に努めます。

(3) 生涯学習施設の充実

- ① 生涯学習の拠点である公民館や図書館の設備、機能の充実に努め、市民に対する学習情報の提供や文化振興に努めます。
- ② 生涯学習拠点施設や県生涯学習センター間のネットワーク化を図り、市民の学習機会・活動の拡充に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
21世紀を担う子育て事業	家庭教育に関する講演・講座への講師派遣、通学合宿、親子ふれあい交流体験事業
社会教育関係団体活動事業	社会教育関係団体の活動支援
市民大学等開設事業	市民大学等各種講座の開設
公民館活動事業	公民館における各種講座・教室の開催



第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

スポーツ・レクリエーションは、市民の心身の健全な発達や健康増進を促すとともに、明るく活力に満ちた地域づくりにも寄与できる、重要な役割を持つものです。

市民の誰もが生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、活動の機会を積極的に提供することが求められています。当市では、野球場、陸上競技場、総合体育館等をはじめ、各種競技に対応できる施設を整備し、市民総合体育大会をはじめとする各種のスポーツ大会を開催したり、その開催を支援したりしてきました。また、オリンピック選手やプロ選手等を講師に招き、次代を担う若年層の競技力の向上や指導者の養成を目的としたスポーツ教室を開催してきました。さらに、レクリエーションスポーツについては、小中学校の体育施設を無料開放し、気軽に楽しめる場の確保にも努めてきました。

今後は、多様化したスポーツ需要に応じ、屋外スポーツにも対応できる屋内運動場や既存施設の多用途対応化、高機能化を図り、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整備する必要があります。

さらに、平成29年には、愛媛県で国民体育大会が開催されることが内定しています。全国から多くの国体参加者を迎えるにあたり、当市の魅力を全国に発信する絶好の機会と捉え、競技種目の誘致に積極的に取り組んでいます。今後、施設・組織両面での市民を巻き込んだ受入れ体制の整備とあわせて、多くの市民が選手として出場できるよう、アスリートの育成に努める必要もあります。

計画の体系

スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動の支援と施設整備

合宿都市構想の推進

国体開催に向けて

計画の内容

(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援と施設整備

- ① 市民総合体育大会、レクリエーション大会、ウォーキング大会、駅伝・マラソン大会等、多様なスポーツイベントを開催し、参加機会の増大を図ります。また、地域で開催する運動会・スポーツ大会等についても、その開催を支援します。
- ② 生涯にわたって、誰もがそのニーズに応じてスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を支援するとともに、小中学校の体育施設を無料で開放し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を進めます。
- ③ トップアスリートの講師による、ジュニア及び指導者を対象としたスポーツ教室や、愛媛県を本拠地とするプロチームの『愛媛FC』『愛媛マンダリンパイレーツ』によるサッカー・野球教室を開催し、競技力の向上に努めるとともに、四国アイランドリーグ公式戦や社会人野球等のキャンプを誘致し、レベルの高い競技にふれる機会を拡大します。
- ④ スポーツ少年団の市内大会の開催や市外スポーツ少年団との交流大会の実施を支援します。
- ⑤ 高地（低圧・低酸素環境）トレーニングの適地と評価されている、石鎚山系の瓶ヶ森林道（標高1,500m前後）などを活用したトレーニング事業の実施を支援します。
- ⑥ 天候に関係なく屋外スポーツに対応できる屋内体育施設の整備に努めます。また、既存スポーツ施設及びトレーニング機器等をリニューアルし高機能化を図ります。

(2) 合宿都市構想の推進

- ① 自然環境や体育施設など地域資源を活用して、トップアスリートが合宿するまちづくりを推進し、市民の競技力向

上と健康増進、交流人口増による産業振興などを目指す『合宿都市構想』の実現のため、調査研究に取り組みます。

(3) 国体開催に向けて

- ① 『2017 年えひめ国体を成功させよう!』をスローガンに、多くの種目を当市で開催できるよう、誘致活動を展開するとともに、種目内定状況に対応しながら国体準備室を設置するなど組織の強化に努めます。
- ② 国体競技用施設について、既存施設の再整備を含めて、必要な施設の整備を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
スポーツ大会等の開催事業	多様なスポーツイベントを開催
地域スポーツ大会補助金交付事業	運動会、スポーツ大会の開催に対し補助金を交付
高地トレーニング事業	高地トレーニングによる競技力の向上
次世代育成支援スポーツ事業	次代を担う若年層対象のスポーツ教室
学校体育施設開放事業	小中学校の体育館、グラウンド等の無料開放
東予運動公園整備事業	屋内体育施設の建設



第7節 人権・同和教育の推進

現況と課題

合併以前から、それぞれ小地域懇談会や差別をなくする市民の集いなどの各種人権・同和教育事業を実施してきており、市民の人権意識は年々高まってきてはいるものの、人権に関する市民意識調査においては、今も同和問題が残されていると回答した人が約60%にのぼり、問題の根本的な解決には至っていない状況です。

また、生活習慣の多様化や国際化の進展、急激な情報化社会の発展等が、新たな人権課題を生み出し、それぞれが複雑・多様化してきています。これらについても、一日も早い解決が望まれています。

民主主義社会の基本原則の一つである基本的人権を保障し、一人ひとりが安心して豊かな生活を送ることができるよう、市民の差別意識を解消し、人権文化の根づいた温かいまちづくりを進めていかなければなりません。

そのために、学習機会の拡充を図るとともに、関係機関との連携強化や推進体制の充実など、人権尊重に関する諸施策を積極的に推進していく必要があります。

計画の体系

人権・同和教育の推進

学習機会の拡充

研究大会の開催

啓発活動の推進

推進体制の充実

計画の内容

(1) 学習機会の拡充

- ① 指導者の育成のために、人権・同和教育リーダー養成講座を開催するとともに、人権・同和教育講座や差別をなくする市民の集いなどの各種事業を充実します。

(2) 研究大会の開催

- ① 人権・同和教育研究大会を開催し、効果的な人権・同和教育のあり方を研究します。

(3) 啓発活動の推進

- ① 「人権を考える日」（毎月10日）におけるチラシ配布や、広報紙への啓発記事の掲載により、人権尊重意識の高揚に努めます。

(4) 推進体制の充実

- ① 西条市人権教育協議会との連携をさらに深め、地域と一体となった人権・同和教育を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
差別をなくする市民の集い	講演会、人権作品の展示等
人権・同和教育講座	講演会等
人権・同和教育リーダー養成講座	指導者の育成
カウンセラー養成講座	相談員の養成
西条市人権・同和教育研究大会	研究大会



